

平成 29 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉制度をめぐる動向

○社会福祉法人制度改革

社会福祉法人制度改革等を主な目的とする「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 4 月 1 日より全面施行となり、全国の社会福祉法人においては、制度改革のもとでの理事会・評議員会の運営、社会福祉充実残額の算定及び充実計画の策定、会計監査人の設置、地域における公益的な取組等が進められた。

○地域共生社会の実現

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」に向けては、地域包括ケアシステムの推進・深化と制度の持続可能性の確保を図るため、社会福祉法の改正を含む「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法案」が第193回通常国会に提出され、平成29年5月26日に成立、同年6月2日に公布された。改正社会福祉法は、平成30年4月1日より施行されることとなり、また、これに先立ち、平成29年12月12日には「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の告示と、同日付で厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が発出され、次年度に向け、地域づくりのための日常生活圏域における様々な福祉ニーズや生活課題の発見、総合的かつ専門的な対応に必要な環境・体制整備が図られることとなった。

○生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援制度の見直しに向けては、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において検討が進められ、平成29年12月に報告書がとりまとめられた。これを踏まえて、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、包括的な相談支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの学習支援、居住支援の強化等を盛り込んだ「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が第196回通常国会に提出された。

○福祉人材の確保・育成・定着

福祉人材の確保・育成・定着については、これまでの諸施策に加え、「人づくり革命」と「生産性革命」の2つを大きな柱とする、総額2兆円規模の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月8日に閣議決定された。「人づくり革命」では、保育士、介護人材、障害福祉人材のさらなる処遇改善や、幼児教育・保育の費用の無償化が盛り込まれた。

平成 29 年度の大規模災害・被災者支援活動

○平成 29 年度九州北部豪雨災害

平成 29 年 7 月 5 日～6 日にかけて、活発な梅雨前線の影響により九州北部地方において記録的な豪雨被害が発生した。福岡県、大分県の両県では、死者 37 名、行方不明者 4 名の人的被害の他、多くの家屋の全半壊や床上浸水など、甚大な被害が発生した。本会では、被災地に設置された災害ボランティアセンターに対する職員派遣を行うとともに、被災地県社協、ブロック幹事県社協のほか、被災地支援関係団体と連携し、ボランティア活動の円滑な実施を支援した。

このほか、平成 29 年 7 月 22 日に秋田県豪雨災害、同年 9 月に台風 18 号による豪雨災害等が発生しており、それぞれ被災地福祉関係者に対し、被災者支援活動に関する助言や情報提供等を行い、その活動を支援した。

【東日本大震災被災地の状況（概要）】

復興庁「復興の現状」（平成 30 年 3 月 10 日）によれば、平成 30 年 2 月現在の全国の避難者数は約 7 万人、仮設住宅への入居者数は約 1 万 3,000 人（7,000 戸）となっている。住宅の再建が進み、学校・病院施設等の復旧は概ね完了したが、依然として避難生活を送っている人も多く、引き続き、被災者の見守り、心身のケアへの支援と、コミュニティ形成支援、生きがいつくりのための「心の復興」支援、住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備が課題となっている。

【熊本地震の状況（概要）】

発生から 2 年が経過した熊本地震では、平成 30 年 4 月現在の応急仮設住宅等への入居者数は、県内・県外あわせて、約 3 万 5,000 人（1 万 7,000 戸）となっている（熊本県発表）。生活の再建に向けた恒久的な住まいの確保、被災者の孤立化などへの生活支援が大きな課題となっている。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉法人制度改革に向けた対応

- 全国社会福祉法人経営者協議会（以下、全国経営協）では、社会福祉施設協議会連絡会（以下、施設協連絡会）の協力のもと、前期・後期の2回にわたり、全都道府県において「都道府県経営協セミナー」を開催し、8,822法人、延べ1万4,119名の参加を得た。本セミナーでは、社会福祉法人制度改革の現状を確認するとともに、今後の対応のためのきめ細かい情報提供とフォローアップ、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法人の取り組み（「地域における公益的な取組」）の共有・推進など、全国的な法人・施設における円滑な対応を支援した。
- また、全国経営協に設置した電話相談窓口（事務局：法人振興部）において、会員法人からの質問・相談に対応した。また、そこで寄せられた質問等を踏まえ、会報誌や各種セミナー等において、社会福祉充実残額・計画の策定、理事会・評議員会の運営、法人指導監査ガイドラインを踏まえた対応等に関する相談・情報提供を行うとともに、「社会福祉法改正ハンドブック」を作成し、配布した。
- 都道府県・指定都市社協における改正社会福祉法への対応については、社協間の情報共有化を図るとともに、本会規程案の提示、法人指導監査への対応等に関する情報提供を行うなど、所要の支援を継続した。
市区町村社協に対しては、地域における公益的な取組の推進に向け、機関紙やメール等により実践事例を紹介し、「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」（平成28年8月）の推進を図った。
- 「全社協 福祉ビジョン2011」の第2次行動方針の7つの重要課題に「地域での公益活動の展開強化」を掲げ、社会福祉法人・福祉施設、社協、関係団体等との連携・協働による取り組みのさらなる促進を働きかけるとともに、実践事例の収集と普及を進めた。

2. 福祉・介護人材の確保、定着、養成に向けた取り組みの推進

- 平成28年3月に政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」と「取組方策」について、政策委員会構成組織へのさらなる実践への働

きかけを進めた。また、「福祉ビジョン 21 世紀セミナー」において、「福祉人材の確保・育成・定着」をテーマにシンポジウムを開催し、多様な人材の活用や、魅力ある、やりがいの感じられる職場づくりに向けた課題や取り組みの方向性について検討、共有した。

- 全国経営協において、社会福祉法人のイメージ戦略として作成した社会福祉法人のロゴマークや動画等を活用し、会員法人と一体となった広報活動の展開を図るとともに、社会福祉法人で活躍する若手役職員が自らの取り組みや想いを伝えるイベント「社会福祉 HERO'S 2018 TOKYO」を表参道ヒルズにおいて開催し、マスメディアや SNS を通じた社会福祉法人のポジティブイメージの形成に向けた取り組みを推進した。
- 保育士、介護職員等の処遇改善については、各種加算制度が積極的に活用されるよう、対象職種や配分方法等の弾力化について要望活動を行った。とくに、全国保育協議会（以下、全保協）では、「保育士等キャリアアップ研修」の実施に向けた都道府県の取り組み状況を把握し、各都道府県での研修実施体制の強化、研修受講機会の拡大等に向けて全国的な状況の共有を図った。また、全国保育士会の協力のもと、出版部から「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」を発行した。

入所児童福祉施設関係種別協議会においては、処遇改善に関する厚生労働省通知等の趣旨・内容について、機関誌、メールニュースやホームページ等を通じて周知徹底を図った。また、主催する研修会等について、プログラムに各種別協議会が策定した研修体系領域を明示し、処遇改善の対象となる研修会と各種別協の研修体系が連動するよう取り組みを進めた。

- 離職介護福祉士等届出制度に対応するため、平成 29 年 4 月 1 日に新 COOL システムが稼働し、都道府県センター・バンクにおいて届出の登録が開始された。同制度の周知にあたり、平成 28 年度に制作したポスター、リーフレット、広告版下データ、映像データを都道府県センターに配付した。各センターではこれらの媒体を活用し、広報活動を展開した。加えて、届出への動機づけ、交流等を目的に、『「介護」のお守り袋』を制作し、都道府県センターに配付した。

3. 生活困窮者自立支援事業の見直しに向けた対応

- 地域福祉推進委員会に「社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会」を設置し、生活困窮者自立支援のあり方や推進方策について検討した。また、社協における生活困窮者支援の状況を把握するため、「平成 29 年度生活困窮者自立支援制度実態調査」を実施した（調査結果は平成 30 年度に報告予定）。

- 厚生労働省社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」における制度見直しにあたり、施設協連絡会、地域福祉推進委員会等において所要の協議を行うとともに、本会から推薦している部会委員を通じ、制度見直しの提言を行い、部会報告書に社協及び社会福祉法人・福祉施設それぞれの立場からの意見・提案が反映された。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業の従事者養成研修を国から受託して実施し、平成 29 年度は 1,121 名が修了した。また、同じく国からの受託事業として都道府県研修に係る担当者研修を実施した（受講者数 110 名）。

【研修実施状況】

研修会名	修了者数
自立相談支援事業	848 名
主任相談支援員養成研修	224 名
相談支援員養成研修	429 名
就労支援員養成研修	195 名
就労準備支援事業従事者養成研修	132 名
家計相談支援事業従事者養成研修	141 名
合計	1,121 名

- 全国救護施設協議会及び全国厚生事業団体連絡協議会では、会員施設による中間的就労の場の提供等、会員各施設の機能を生かした取り組みを推進することで、保護施設等の地域における生活困窮者支援分野のセーフティネット機能の強化を図った。

4. 新たな地域福祉施策への対応

- 「社協・生活支援活動強化方針」の「第 2 次アクションプラン」（以下、「強化方針」）及び厚生労働省の「社会福祉法にもとづく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」等を踏まえ、今後の地域社会における社協の取り組み課題や求められる実践等を「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」としてとりまとめ、都道府県・指定都市社協、市区町村社協における理解と取り組みを促進した。また、平成 30 年 4 月の改正社会福祉法の施行に向け、「強化方針」を一部改定した（平成 30 年 3 月改定）。
- 厚生労働省「『我が事・丸ごと』の地域づくりの推進に関する調査・研究等事業」を受託し、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」や「地域力強化推進事業」の

モデル事業を実施する自治体・受託団体等を対象とする研修会の開催等により、市町村における包括的な支援体制の整備及び実践の展開に向けた取り組みを推進した。モデル事業を実施していない自治体・受託団体等を含めた関係団体等に対しては、「地域共生社会フォーラム」を通じて、地域共生社会の実現に向け、その理念や具体的実践方策等の情報提供を行った。

- 平成 30 年 4 月以降の「地域福祉計画」の見直し策定に向けて、社協の「地域福祉活動計画策定指針」の改定に向けた検討を行い、市区町村社協における計画の策定・改定を促進する取り組みに着手した（平成 30 年度継続事業）。

5. 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- 全保協では、子ども・子育て支援新制度の現状と課題を共有するためのパンフレットを作成し、全会員施設等に配布するとともに、同制度について会員施設を対象に全国的な意見集約を図るなど、新制度施行 5 年目（平成 32 年度）を目途とする各種制度の見直しに向けた検討に着手した。
- 構造改革特区における公立保育所等の 3 歳未満児を対象とした給食外部搬入容認に関する検討に対し、反対意見書を全保協・全国保育士会連名で、特区評価委員会委員長あてに提出するとともに、内閣府と意見交換を行った。
- 保育関係三団体（全保協、日本保育協会、全国私立保育園連盟）共同で、各種制度見直しにより保育の質の低下を生じさせないための視点を基本とする「平成 30 年度保育関係予算・制度等に向けた要望」ならびに「規制改革推進会議等における保育施策の議論に関する意見書」を、厚生労働省ならびに内閣府へ提出した。あわせて、国会議員への要望活動を行った。また、「新しい政策パッケージ」に盛り込まれた幼児教育・保育の費用の無償化について、保育の質の向上への財政的支援、保育の無償化の対象範囲の拡大等への意見書を取りまとめ、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」のヒアリングに提出し、意見を述べた。
- 平成 29 年 8 月に公表された「新しい社会的養育ビジョン」における特別養子縁組・里親委託等の目標数値の設定などを受けて、全国児童養護施設協議会（以下、全養協）、全国乳児福祉協議会（以下、全乳協）、全国母子生活支援施設協議会（以下、全母協）は、目標数値が実態と乖離していることを懸念し、子どもの最善の利益を確保するためには、都道府県の実態に応じた計画化や社会的養護関係施設の多機能化等の改善が必要との観点から厚生労働省への意見書の提出、関係国会議員等への働きかけ等を行った。

また、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会における都道府県推進計画の見直しのあり方の論議等に参画するとともに、「都道府県推進計画の見直し要領」の策定の検討に対して、児童福祉施設の役割と専門機能の拡充・活用が正当な評価のもとに組み込まれるよう、厚生労働大臣への要望書の提出、国会議員への働きかけを行った。

- 社会的養護に関わる全国組織 9 団体で構成する「全国退所児童等支援事業連絡会」において、退所児童支援に関わる団体間の連携強化に取り組むとともに、各地の支援活動の実態、課題を共有し、意見交換を行った。また、中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」の助成を受け、退所後児童等支援のモデル事業及びその成果を周知するためセミナーを実施した。

6. 障害保健福祉施策の拡充への取り組みの推進

- 国における平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の検討において、重度及び高齢の障害者等の地域移行・地域生活支援のためのサービスの評価、就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し、といった論点に対し、種別協議会と連携し、サービス提供事業者の立場から、障害福祉サービスの充実や安定的な実施に向けて意見具申や要望活動を行った(全体の改定率+0.47%)。
- 障害関係団体連絡協議会が平成 28 年度より実施している「地域での支えあいに関する研究」事業について、構成団体からのヒアリングや意見交換をもとに議論を深め、報告書を取りまとめた。報告書では、多様な障害のある人々の地域での生活における課題が明確化されるとともに、地域住民の障害特性の理解促進や就労環境の整備などその解決策や実践事例が提案された。
- 全国社会就労センター協議会は、都道府県組織ならびに各会員施設とともに、施設等所在地の自治体等に対し、優先調達推進法の一層の活用に向けて働きかけを行った。また、都道府県主管部局に対し管下市町村に対する普及・啓発を要請し、官公需拡大を図った。

7. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- 全国経営協、地域福祉推進委員会等において、平成 30 年 4 月の介護報酬改定が安定的かつ良質なサービスの提供や、サービス提供体制の拡充等につながるよう、要望書・意見書を取りまとめ、厚生労働省へ提出した(全体の改定率+0.54%)。
- 認知症の人と家族が住み慣れた地域での生活を継続できる社会の仕組みづくりに向

けて「認知症の人とともに暮らす地域づくりセミナー」を開催した。平成 29 年度は若年性認知症をテーマとし、福祉関係者が連携・協働して支援体制を構築するための取り組み方策等について協議した。

- 「居宅サービス計画ガイドライン」の一層の普及・活用に向け、とくにガイドラインの利用者が難しさを感じている、アセスメントからケアプラン作成の過程をわかりやすく解説するためのマニュアルを作成し、掲載した「居宅サービス計画ガイドライン Ver.2」を刊行した。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた関係団体間の連携を推進するため、全社協の高齢者保健福祉団体連絡協議会（構成団体：全国老人福祉施設協議会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会）において、入所・入居系福祉施設等の全国組織（全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本認知症グループホーム協会、全国軽費老人ホーム協議会）に呼びかけ、懇談会を開催し、今後の関係団体間の連携による取り組みの推進に向けて幅広い意見交換を行った。

8. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- 政策委員会構成組織と協働し、規制改革推進会議等におけるイコールフットィング、構造改革特区・国家戦略特区、地方分権改革等における規制緩和事項等に対し、これらにより福祉サービスの質を後退させることがないように、現場の実情と課題に基づく課題提起と対応を図った。
 - ・「平成 30 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望書」を厚生労働大臣に提出（5 月）
 - ・「ともに生きる豊かな福祉社会をめざして」（要望書）を自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に提出（11 月）
- 政策委員会のテーマ別検討会として「新たな社会的養育ビジョンに関する検討会」を設置し、子どもの最善の利益を確保する観点から、現に子どもたちの養育を担っている社会的養護関係施設等、現場の提言・意見が十分に反映され、実現可能な施策推進が図られるよう、関係種別協議会と連携して、社会的養護関係施設の今後のあり方等についての課題と対応方策を整理し、関係者への働きかけを行った。また、地域におけるセーフティネット機能の強化に向けて、生活困難者等への居住支援等のあり方とともに、それを担う福祉施設の機能強化や地域での関係機関・民間団体等の連携・協働の方策等について検討するため、「セーフティネット対策における保護施設等の機能強化に関する検討会」の設置に向けた準備会を開催し、平成 30 年度から本格的な

検討に着手することとした。

9. 「全社協福祉懇談会」の開催

- 10月5日に「平成29年全社協福祉懇談会」を開催し、全国の福祉関係者、関係国会議員、厚生労働省幹部等約300名が一堂に会して、今後のわが国の社会福祉の増進のためにめざす方向を共有するとともに、広く懇談、意見交換を行った。

II. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、社会福祉法人、福祉施設・事業所での福祉サービスの質の改善、向上の取り組みについて協議し、第三者評価の受審促進、苦情解決体制の再構築と実効ある取り組みの方策等について総合的に検討し、提案を行った。
- 第三者評価事業について、「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、平成28年度の共通評価基準の見直し検討を踏まえ、平成30年度からの社会的養護関係施設の第3期受審期間に備えて各施設の評価基準の改定作業を行うとともに、第三者評価の質向上等の観点から共通評価基準ガイドラインの改定を提案した。救護施設版の評価基準については、通知化に向けて厚生労働省に提案するとともに、婦人保護施設版の評価基準の見直しに関して関係組織との意見交換を行った。
- 都道府県運営適正化委員会事業における福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上への取り組み支援、苦情相談への適切な対応に向けて、「運営適正化委員会事業研究協議会」、「運営適正化委員会相談員研修会」を開催するとともに、都道府県運営適正化委員会の平成28年度の苦情受付・解決状況に関する調査を実施し、年次報告書を発行した。

2. 権利擁護、日常生活自立支援及び虐待防止に関する取り組みの推進

(1) 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

- 「地域共生社会の実現と権利擁護の推進」をテーマに第13回目となる「権利擁護・虐待防止セミナー」（参加者262名）を開催し、地域における包括的な支援と権利擁護のあり方についての情報提供及び活動報告を行った。また、権利擁護・虐待防止の

1年間の動向や課題、関係資料等を記載した「権利擁護・虐待防止 2018」を刊行した。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- 「都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業所長会議」を開催し、制度の動向や事業実施上の課題について確認・共有し、今後の対策等について協議した。
- 都道府県・指定都市社協と連携し、同事業の約 5.1 万件の契約数や約 190 万件の相談数、実施体制等についての状況を月次で把握するとともに、新規利用者及び契約終了者の状況、専門員や生活支援員の資格保有率等について調査を行い、本事業の利用者・支援者の実態をホームページ等で公表した。日常生活自立支援事業の平成 28 年度末の利用者数は、27 年度末に比して約 2,000 人増加している。

<参考>日常生活自立支援事業の実施状況（平成 28 年度の実績）

- ・契約件数（平成 28 年度末時点）：51,828 件（前年同月比 4.4%増）
- ・問合せ・相談件数（平成 28 年度）：1,904,734 件（前年度比 7.8%増）
- ・新規契約件数（平成 28 年度）：11,849 件（同 7.8%減）
- ・基幹的社協数：1,245 か所（同 40 か所増）
- ・専門員数：2,702 人（同 166 人増）
- ・生活支援員数：15,808 人（同 306 人増）

- 例年同様、新任及び中堅専門員向け研修を各 1 回開催し、県社協との共催によるケースカンファレンスを 1 回開催した。

(3) 地域における総合的な権利擁護体制の構築の推進

- 地域福祉推進委員会に「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」を設置し、「成年後見制度にかかる実態調査」を実施した。調査では、市区町村社協及び指定都市社協を対象に事業の実施状況を把握し、調査結果を踏まえて「地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策」を策定し、成年後見制度利用促進計画等において対応すべき社協の役割を提示した。

(4) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 新たな子ども家庭福祉の推進基盤の形成に向けた取り組みの一環として、『子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック』活用研修会」を新たに開催し、子どもや保護者の些細な変化や違和感への気づきから、必要に応じたかかわりや支援、関係機関へのつなぎについて実践事例から学ぶとともに、他機関との情報共有や連携の手法について理解を深めた。

また、「児童福祉施設の相互連携による地域を基盤とした要保護児童等への支援方策に関する研究事業（平成 29～30 年度事業）」において、保育所や社会的養護関係施設が連携して支援した事例（一時保護及び入所施設からの家庭復帰、家族関係再構築、里親支援における施設間連携等）の収集等を進めるなど、児童虐待防止を推進するための方策の検討を進めた。

- 児童養護施設等における入所児童の権利擁護の推進のため、全養協、全乳協、全母協は、全国大会で被措置児童等虐待根絶推進の強化や生命を尊重することを社会に宣言するとともに、倫理綱領や不適切なかかわり防止のチェックリストなどを周知し、会員施設への日ごろの養育実践における子どもの権利擁護に対する意識づけや権利侵害の防止に向けた取り組みを進めた。また、全養協では、権利擁護に関する特別委員会を平成 29 年度新たに立ち上げ、施設内での権利侵害の防止の徹底に向けた検討を進めた。
- 地域の要保護児童や課題を抱える家庭等に対するアプローチ、具体的な支援等、社会的養護関係施設の相談支援機能向上を目的に「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催した。

(5) 障害者の権利擁護と虐待防止の推進

- 障害関係種別協議会等連絡会議において、障害者の権利擁護・虐待防止に向けて協議し、構成団体間での意見交換や課題共有等を行い、組織間の連携・推進を図るとともに、具体的な対応を検討した。
- 障害者の権利擁護・虐待防止を目的とする研修事業の企画のため、障害関係種別協議会会長会議の協力のもとに、企画委員会を設置した。企画委員会では、障害者支援施設・厚生関係施設等における虐待防止・権利擁護を目的とした障害者虐待防止リーダー職員研修会の内容を検討し、1月に開催した。

Ⅲ. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

(1) 小地域における住民福祉活動の活性化

- 社協としての地域福祉・生活支援の拠点づくり、相談活動、見守り・生活支援活動

など小地域を単位とする住民の福祉活動をさらに推進するため、研修会や機関紙等を通じて、各地の取り組みに関する事例紹介を行った。

- また、新地域支援構想会議及び同会議の主唱3団体（全社協、日本生活協同組合連合会、さわやか福祉財団）会議の開催等により、住民主体の生活支援サービスの推進課題及び各団体での取り組み等の情報共有を図った。10月に開催した「生活支援コーディネーター研究協議会」では、地域共生社会の実現に向けた施策状況と地域包括ケアの深化・推進のために必要となる実践・ノウハウ等の情報共有、理解の促進を図った。

(2) 共同募金活動の推進

- 共同募金運動の一層の普及・啓発に向けて、中央共同募金会が主催する「70年答申推進委員会」及び「推進小委員会」に参画するとともに、機関紙等により「共同募金運動 70年答申」やテーマ型募金、歳末たすけあい運動等の解説と事例紹介を行うなど、活動の周知、推進を図った。

2. 生活福祉資金貸付事業の充実

(1) 生活困窮者自立支援制度と連携した貸付の推進

- 生活福祉資金の業務実態や生活困窮者自立支援制度との連携状況等を把握するため、都道府県社協、市区町村社協を対象に調査を実施し、都道府県社協ごとの貸付要件や、送金までの期間の実態等を明らかにした。
- 生活福祉資金の今日的意義や民生委員の役割、各資金の課題等について検討を行うため、新たに「これからの生活福祉資金貸付事業のあり方に関する検討委員会」を設置・開催した。委員会では、次年度の具体的な検討に向けて、論点と検討の視点をまとめた。なお、本委員会は平成30年度も活動を継続し、その結果を年内に報告書にまとめる。

＜参考＞総合支援資金等の貸付状況（平成29年4月～平成30年2月【速報値】）

貸付資金名	貸付件数	貸付金額	うち、自立相談支援事業利用件数
総合支援資金	683件(370件減)	2億2,821万円(1億2,209万円減)	594件
教育支援資金	11,382件(120件増)	89億118万円(4億4,907万円増)	66件
緊急小口資金	6,784件(545件減)	5億625万円(3,608万円減)	2,720件

(2) 生活福祉資金貸付事業に関する運営管理体制の確保

- 平成 30 年度における市町村社協の生活福祉資金貸付事務費については、厚生労働省との調整の結果、貸付原資の取崩しにより確保することとなった。
- 生活福祉資金会計の正確性を確保するため、都道府県社協職員向けに会計に関する研修を実施した。また、償還免除に伴う欠損補てん積立金のあり方について厚生労働省と協議し、その考え方を都道府県社協に示した。

3. 新たな貸付事業の運営支援

- 平成 27 年度補正予算で創設された 4 つの貸付事業（①介護福祉士就学資金等、②保育士就学資金等、③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、④児童養護施設退所者等自立支援資金）について、新たな 11 の貸付事業の貸付実績や運用状況、実施上の課題等を把握するため、都道府県・指定都市社協を対象とした実態調査を実施した。また、毎月の貸付決定件数や金額等の実績、また、制度要綱の一部改正や Q&A、在日外国人等への貸し付けの働きかけ等関連制度に関する情報を実施社協に提供した。
- 適切な会計処理が行われるよう、「新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について」をまとめた。厚生労働省と協議し、この「考え方」は厚生労働省の事務連絡として都道府県等に提示された。

4. 民生委員・児童委員活動の一層の推進～民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施

(1) 民生委員制度創設 100 周年記念事業の実施

- 民生委員制度創設 100 周年にあたり、全民児連において各種記念事業を実施した。
 - ①民生委員制度創設 100 周年記念大会の開催
天皇・皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、平成 29 年 7 月 9 日・10 日に東京ビッグサイト他で、約 1 万人の民生委員・児童委員等の参加のもと開催した。
 - ②全国一斉モニター調査「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」等の集計・分析・報告
平成 29 年 5 月に第 1 次報告を公表、11 月に定量分析にかかる報告書を全民児連評議員及び都道府県・指定都市民児協に送付した。また 3 月には最終報告を取りまとめ、各民児協に配布した。
 - ③これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討・報告
検討委員会を設置し、各民児協が取り組む事項、国や自治体に要望すべき事項に

ついて検討を進めた。3月に最終報告を取りまとめ、都道府県・指定都市社協、各民児協に配布した。

④『民生委員制度100年通史』の発行

7月に小史「地域とともに」を発行し、記念大会で配布するとともに、全民生委員に配布した。

⑤重層的な広報活動

全民児連作成のポスターパネル、リーフレット等のグッズを使用し、各地で民生委員・児童委員制度等に関するパネル展やパレードの実施等が行われた。また、中央行事として厚生労働省の協力を得て、厚生労働省ロビーでのパネル展の実施や政府広報など、各種広報活動を展開した。また、日本郵便より記念切手が発行された。

- 100周年からの向こう10年間の民生委員・児童委員活動及び民児協活動の方針や重点課題をまとめた「民生委員制度創設100周年活動強化方策」を策定し、民生委員制度創設100周年記念大会において公表した。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進

- 「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」において、各民児協が取り組む事項、国や自治体に要望すべき事項の整理を行った。(再掲)本検討結果をもとに、民生委員・児童委員活動環境の一層の整備・推進に向け、国への働きかけと所要の取り組みを進める。
- 民生委員・児童委員活動における事故の補償を目的とした「民生委員・児童委員活動保険」制度を運営するとともに、事故を減らしていくための取り組みとして、「事故防止のためのヒント集」を作成し、全民生委員・児童委員に配布した。

<参考>平成29年度「民生委員・児童委員活動保険」事故受付状況【速報値】

①委員本人の負傷 538件	②委員本人への加害行為等 1件
③対人賠償 3件	④対物賠償 10件

(3) 制度創設70周年を迎えた児童委員活動の推進

- 児童委員制度創設70周年を迎え、児童委員活動をより積極的に進めていくために、全民児連において「児童委員制度創設70周年全国児童委員活動強化推進方策2017～子どもたちの笑顔と未来のために～」を策定、公表し、単位民児協に配布した。

5. ボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

- 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」について、本会研修・会議や都道府県社協等が開催する会議・研修等において説明を行うなど、その普及を図った。「都道府県・指定都市社協ボランティア・市民活動センター所長会議」では、市区町村社協ボランティア・市民活動センター支援強化に向けて、都道府県・指定都市社協が重点的に取り組む事項（内容・役割）を確認した。
- 「平成 29 年度福祉教育研究委員会」を設置し、福祉教育のより広い展開や市民の社会参加を促進する観点から、サービスラーニングの手法を取り入れた福祉教育の推進のため、モデル事業を全国 3 か所（埼玉県鶴ヶ島市、京都府向日市、大阪府岸和田市）で実施した。
- 全国的なボランティア・市民活動の質の向上や支援策の充実等を目的として、備後圏域の 6 市 2 町で「ボランティア全国フォーラム 2017」を開催し、741 名の参加を得た。本フォーラムをきっかけに、実行委員会を中心に各種機関・団体による新たなネットワークを広げ、備後圏域におけるボランティア・市民活動をより一層広げていく契機となった。

6. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 社会福祉法改正等の諸制度の動きを踏まえ、経営の基盤強化と各部門連携による事業実施体制の強化に向けた「市区町村社協経営指針」の見直しを進めた（平成 30 年度にとりまとめの予定）。また、市区町村社協における経理の適正化のため「市区町村社協事務局長の出納業務に関する 10 のチェックポイント」を改訂するとともに、不祥事発生時には、都道府県・指定都市社協に所要の情報提供を行い、発生防止の注意喚起を行った。
- 市区町村社協の活動の充実・強化に資するべく、所要の取り組みを進めた（一部再掲）。
 - ・「市区町村社協経営指針」及び「地域福祉活動計画の策定指針」の改訂に向けた検討
 - ・「第 2 次アクションプラン」にもとづく市町村社協、都道府県・指定都市社協における取り組み推進方策の検討、全国会議や各ブロック別の会議における普及促進
 - ・「地域共生社会の実現に向けた社協の事業・活動の展開に向けて」のとりまとめ
 - ・「社協・生活支援活動強化方針」の一部改訂（平成 30 年 3 月）

IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- 福祉の職場への多様な人材の参入促進とその有効活用のために、全国連絡会議やブロック会議などを通じて、事業者向け研修資料「介護老人福祉施設における中高年齢層の活用促進に向けた手引き」（平成 27 年度作成）の活用促進を図った。
- 厚生労働省の社会福祉推進事業補助金を財源に、「介護人材のすそ野を広げるための『就労していない女性』中高年齢層』への効果的なアプローチについてのモデル事業」を実施して調査研究を行い、宮城県、埼玉県、神奈川県、長野県、三重県、奈良県の 6 か所の都道府県人材センターでモデル事業を実施した。
- 潜在有資格者等の就業支援に関しては、福祉施設退職者を対象とした再就業支援に継続して取り組み、離職介護福祉士等届出制度の都道府県人材センターにおける運用や広報・周知の取り組みの状況、事業推進上の課題を把握し、会議、研修会等において各センター間で共有した。届出制度における平成 29 年度末の登録者数は、9,628 人となった。

2. 福祉人材センター機能強化支援、福祉人材情報システムの運営

- 福祉人材センター全国連絡会議を開催し、各都道府県での取り組みの共有化、今後の人材センターの運営について協議した。また、業務・法令研修、基幹職員会議、福祉人材情報システム研修会等の開催、ブロック別福祉人材センター会議への協力、メールニュースの配信による情報提供を通じて、都道府県人材センター・バンクの機能強化を支援した。
- 離職介護福祉士等届出制度対応等の改修を行った新 COOL システムについては、さらなる利便性の向上や業務上の負担軽減・効率化を図るため、都道府県人材センターの意見をもとに必要な改修を行った。

<参考>福祉人材センターにおける求人・求職状況【平成 29 年度速報値】

・新規求人数	30 万 8,405 人	(前年度比 5,797 人減)
・新規求職者数	5 万 9,976 人	(同 409 人減)
・有効求人数 (月平均)	7 万 5,550 人	(同 1,271 人減)
・有効求職者数 (月平均)	1 万 6,863 人	(同 937 人減)
・紹介人数	9,633 人	(同 1,082 人減)
・採用人数	6,020 人	(同 2,675 人減)

3. 中央福祉学院研修事業の充実

- 中央福祉学院研修事業は、受託研修事業（5 課程 7 コース）、独自研修（14 課程 20 コース）を実施し、あわせて約 1 万人の福祉関係者が受講し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。

(1) 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の推進

- 指導者養成研修の実施により、87 名の講師養成を行った（修了者累計 42 都道府県・9 指定都市 659 名）。また、フォローアップ・教暦者研修を実施した（修了者 7 名）。
- 上級管理職員研修会を実施し、46 名が修了した。また、同研修のプログラムを見直し、法人・事業所におけるキャリアパス構築支援にかかわる内容を充実させた。

(2) 介護職員実務者研修通信課程の実施推進

- 15 府県・市社協との連携により、第 2 期となる介護福祉士実務者研修通信課程を実施した。本学院での通信課程での学習と、全国 18 会場（計 16 クラス）でのスクーリングを実施した（平成 29 年度修了者 447 名）。
- 同研修の事務担当者会議、スクーリング担当講師団会議を開催し、受講者数拡大や指導内容の向上等を支援した。また、未実施県・市社協に対する情報提供の強化を図り、第 3 期（平成 30 年度）より新たに青森県、鶴岡市（山形県）における同課程の実施が決定した。
- 社会福祉法人等による介護職員実務者研修実施の促進及び本学院通信課程スクーリングの受託拡大に努め、平成 29 年度中に 1 法人が事業を開始し、本学院の通信課程が導入されることとなった。なお、平成 30 年度には、新たに 2 法人で事業開始が決定している。

(3) 社会福祉士養成課程通信課程の実施

- 平成 29 年度が第 4 期となる本課程は、東京・大阪・ロフォスの全国 3 会場（28 クラス）で面接授業を実施した（平成 29 年度修了者 501 名）。
- また、本課程修了者の合格率の向上に向けて、各会場において試験対策講座を開催するとともに、試験対策メールニュースの発行、模擬試験の実施など、国家試験対策の充実を図り、短期養成課程修了者の合格率は新卒者 31.9%（前年比 2.4%増）、全体で 30.2%（前年比 4.0%増）となった。

4. 社協職員の養成・研修の推進

- 「地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター）・リーダー研修」を開催し、地域生活支援の中核となる社協職員を養成した。それぞれの地域、社協において、事例検討を行い、地域生活支援に必要な相談援助の力量の向上や、各地域での学びの機会の増加が図られるよう、本研修会の考え方や手法等をもとに基本テキストの作成作業を進めた（平成 30 年度発行予定）。

V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

1. 国際交流・支援活動の拡充

- 国際社会福祉基金委員会を 2 回開催し、国際交流・支援活動の充実と推進について協議した。また、国際交流・支援活動会員は、法人・施設会員 54 団体、個人会員 31 名から加入の得た（会費収入：年額 326.5 万円）。
- 平成 29 年 12 月 5 日～7 日の 3 日間、第 22 回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議を開催した（開催地：大阪、参加者 85 名）。各国の貧困対策・生活困窮者支援をテーマとして、それぞれの取り組みや課題等を共有するとともに、相互の交流を深めた。
- 国内の福祉関係者の協力を得て、海外からの視察を積極的に受け入れ、国内の福祉関係者に国際交流への関心を高めるとともに交流を推進した（韓国、台湾、香港、サウジアラビアより合計 11 回、延べ 178 人）。

2. アジアにおける社会福祉交流・支援事業の実施

- 第 34 期アジア社会福祉従事者研修は、4 か国から 4 名を招聘し、約 11 か月の研修を終了した。これにより事業開始から第 34 期までの修了生は 8 か国、161 名となった。
- アジア「修了生支援事業」を実施し、修了生の福祉活動に対して助成を実施した（4 か国 6 事業、計 173 万円）。また、修了生フォローアップ事業を実施し、タイ、インドネシアより 2 名を招聘し、福祉施設等において研修を行った。また、これら事業の実施状況や、修了生の母国での活動状況等を内容とする広報誌「きぼう」を 3 回発行した。
- スタディ・ツアーを 2 回開催した。第 1 回は、台湾・台北の福祉施設・団体 4 か所

において研修を行うとともに、日台の福祉関係者が交流を深めた。ツアーの開催には、台湾の修了生 13 名の協力を得て、日本から 13 名が参加した。第 2 回は、インドネシア・バンドンで開催された「修了生地域セミナー」に日本から福祉関係者 15 名がオブザーバーとして参加した。また、7 か国 23 名の修了生とともに、ソーシャルエンタプライズをテーマに学びを深めるとともに、フィールドワークでは現地の福祉関係者との交流を深めた。

3. フィリピン台風福祉支援活動等の実施

- 平成 25 年に発生したフィリピン中部を襲った台風 30 号の被災者支援について、現地で継続して生活支援、復興支援活動を行っている 3 団体に対し、総額 1,320 万円の追加助成を行うことを決定した（平成 29～30 年度において助成を実施）。

VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者、市民に対する情報提供を目的に「全社協 ActionReport（アクションレポート）」を月 2 回・計 24 回発行した。また、年末の予算編成にあわせて「臨時号」を発行し、平成 30 年度予算政府案に関する情報を提供した。
- 全社協 WEB サイトは、月 2 回の定期更新、年間 29 回の臨時更新を実施し（計 53 回）、広く国民及び福祉関係者に最新の情報発信を行った。また、閲覧者が多様な情報によりの確にアクセスできるよう、リニューアルに取り組むとともに、コンテンツの充実を図った。
- 福祉人材の専門性の向上に向けた多様な取り組みを紹介し、福祉の仕事が「魅力ある」仕事であることを広く社会に発信するため、「クリエイティブな“ふくし”の魅力」（27 分 20 秒）を制作し、都道府県・指定都市社協等に DVD を配布するとともに、本会ホームページに掲載した。
- 「福祉ビジョン 21 世紀セミナー」を開催し、地域共生社会の実現に向けた取り組み等について広く国民に向けた情報発信を行った。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- 月刊 4 雑誌において、社会福祉法改正への対応、改定保育所保育指針への対応、生

活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しの状況等の特集企画や連載企画として取り上げ、適時の情報提供を図った。「社会福祉学習双書」等の各種テキストについても、新制度や制度改革の動向を踏まえて改訂し、各部所との連携により、新刊図書45点（前年度42点）、重版図書11点（前年度19点）を刊行した。

- 月刊4誌、参考図書の販売促進と広報・宣伝の強化に向けて、種別協議会等と連携し、継続的なPR活動に取り組むとともに、都道府県社協における研修会・大会等での販売を働きかけるため「図書販売マニュアル」を作成し配布した。また、社会福祉士や保育士の養成校における教科書採用拡大に重点的に取り組み、関係団体の大会・研修会・学会等へ出店し、直接的・継続的な働きかけを進めた。また、新規開設の福祉系大学に教科書採用の働きかけを行った。しかしながら、月刊誌、参考図書の販売については厳しい状況が続いている。
- 本会「福祉の本出版目録」WEBサイトにおいて、クレジットカード決済の導入、スマートフォン対応など、利用者の利便性の向上に向けた改修を行った。

Ⅶ. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、「福祉ビジョン2011第2次行動方針」に基づく事業・活動の促進への働きかけと課題整理を進め、今後の取り組みのあり方等について検討し、その共有化を進めた。
- 指定都市社協については、大都市特有の生活課題や福祉課題への取り組み状況等を共有するとともに、さらなる実践に向けて、「大都市の福祉問題への取り組みを促進する社協セミナー」を静岡市において開催した。

2. 都道府県・指定都市社協等との連絡・調整

- 「常務理事・事務局長セミナー」、「常務理事・事務局長会議」、「総務担当部・課長会議」を開催し、社会福祉法人制度改革への対応状況、地域共生社会の実現に向けた施策動向等について情報提供・情報交換を行うとともに、今後の取り組み課題の共有化を図った。

また、上記会議の開催にあわせて、都道府県・指定都市社協における社会福祉法人制度改革への対応状況や課題認識等の調査を実施し、集計結果を各社協に提供した。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力し、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。設備更新については、中長期工事計画に基づく改修工事を進めるとともに、突発的な設備の故障・不具合に対し、臨時の補修工事を行った。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を基本として研修施設及び宿泊施設の利用促進を図った。
- 冷温水発生機（大規模施設の冷暖房の熱源機）の経年劣化に伴う同機及び関連機器の更新工事を平成 29 年 9 月に着工した（総工費約 1.66 億円）。工期は、平成 30 年 7 月までとし、平成 29 年 12 月に先行して一部機器の更新工事を実施した。その他、本年度の修繕・設備機器更新計画に基づき、研修棟ならびに宿泊棟の設備・機器の更新・修繕等工事を実施した。

(3) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 幹事行（信託銀行）と連携し、掛金の収納、給付金の支給等の処理を的確に進めるとともに、毎月「基金ニュース」を発行して、事務処理のスケジュールや資産運用状況について、全加入団体に対する情報提供を進めた。
- 年金コンサルタントの協力を得て、四半期毎の運用報告会において資産運用委託先（信託銀行）の投資行動及び将来見通しを確認するとともに、運用機関の成績評価を行い運用資産のシェア変更を実施した。
- また、今年度は、3 年ごとに実施する定期再計算を行う年にあたり、基準日（12 月末日）における充足率が 124.1%であったことから、実施細目の規定に基づき運用資産と留保資産との間での資産の移管を行うことを常任委員会・運営委員会において決定し実行した。
- 平成 30 年 2 月末時点において、要支給額 1,130.6 億円に対し、積立総額は 1,364.6 億円であり、充足率は 120.7%であった。

4. より適正な業務執行体制の確立

(1) 中長期の経営方針に基づく本会事業・財政の適正な運営

- 改正社会福祉法に適合する組織運営及び諸規程等の整備を進めるとともに、社会福

社をめぐる諸情勢に対する迅速かつ十分な対応を図るべく、構成団体をはじめとする関係者間の協議、情報の収集・共有・発信に取り組んだ。また、これらの取り組みをより効率的・効果的に進めるべく、事務局のあり方について検討した。

(2) 内部監査の着実な実施等による内部統制機能の強化

- 改正社会福祉法に基づき、平成 29 年度第 2 回理事会（6 月 16 日）において「内部管理体制の基本方針」（別紙）を定め、会務を遂行した。また、会長及び業務執行理事の職務執行状況について、理事会及び評議員会において報告した。
- 平成 29 年度内部監査を実施し、各部・所における業務執行状況の確認を行うとともに、前年度内部監査における指摘事項の改善状況を確認し、是正すべき課題の検出を行った。

(3) 会計監査の実施

- 社会福祉法に定められた方法により、会計監査人を選任し、監査業務契約を締結した。また、会計監査人の監査計画に基づく、期中・期末監査の進め方を確認し、11 月より期中監査が開始された。

VIII. 大規模災害対策の推進及び大規模災害被災地福祉関係者の支援

1. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 東日本大震災や熊本地震等の大規模災害の被災社協が参加する連絡会議を設置し、大規模災害発災時に求められる社協事業・活動に関して課題整理を進めた。また、被災地社協の活動や課題を相互に共有する場として「生活支援相談活動管理職・担当者全国連絡会議」を開催した。
- 災害発生時に、被災地の状況や災害ボランティアセンターの状況、ボランティア活動の状況等について迅速に情報を収集するとともに、メールニュースの配信やホームページへの掲載により、全国に発信した。また、災害ボランティアセンターの設置及び運営支援のため、必要な人材の派遣や調整を行うとともに、現地に本会職員を派遣し、情報収集や関係者との調整等を行った。
- 九州北部豪雨災害、秋田県豪雨災害、台風 18 号豪雨災害において、これら被災地における災害ボランティアセンターの設置等にかかる県社協の活動に対して、本会地

域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」より 4 県社協に合計 150 万円の福祉救援活動資金を助成した。

【地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」活動費助成の内訳】

九州北部豪雨災害	福岡県社協	50 万円
	大分県社協	30 万円
秋田県豪雨災害	秋田県社協	30 万円
台風 18 号豪雨災害	大分県社協	40 万円
合 計		150 万円

- また、大規模災害支援活動基金により、平成 29 年九州北部豪雨及び台風 18 号豪雨災害の被災地支援活動に対して、2 県社協に合計 385 万円の助成を実施した。

【大規模災害活動支援基金による助成の内訳】

九州北部豪雨災害	福岡県社協	250 万円
	大分県社協	35 万円
台風 18 号豪雨災害	大分県社協	100 万円
合 計		385 万円

2. 大規模災害に備えた本会としての体制整備

- 本会「業務継続計画（BCP）」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、新規採用職員、出向職員に対する緊急時初動対応に関する教育、役職員に対する安否確認システムによる災害時連絡テスト等を実施した。また、ロフォス湘南における避難訓練や防災関連設備の点検等を通じ、研修・宿泊等利用者の安全の確保に取り組んだ。